

2022年3月25日

ウクライナ避難民支援に関する緊急提言(第一次)

立憲民主党ウクライナ対策本部
本部長 泉健太

2022年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻開始から1ヵ月が過ぎ、日々、報じられるウクライナ国民の置かれている状況は過酷さを増している。今月20日、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の発表によると、ウクライナの国内外での避難民は1,000万人を数え、そのうち約340万人ものウクライナの人々が隣国ポーランドをはじめとする欧州諸国のみならず、8,000キロも離れた我が国へと命からがら逃れてきている。

日本政府は、3月2日、ウクライナからの避難民の受け入れをこれまでにないスピードで決定した。これは、ウクライナの人々に対する真摯なる思いであるのみならず、国際社会の一員として果たすべき取り組みとして大いに評価するものである。

しかし、停戦の見通しが立たない今、我が国としては、支援の在り方を再検討し、ウクライナの人々にとりより良い中長期的目線での支援を追求すべき時に来ている。

そこで、ウクライナからの避難民に対する我が国の支援について、以下、緊急提言をする。

1. ウクライナからの避難民の受け入れが特定の国に偏りつつあり、受け入れ国において新たな問題を生じてしまうことは絶対に避けなければならない。日本では、在留資格を持つウクライナ人の親族や知人に限定されていた受け入れ要件が緩和され、避難を希望する人の受け入れも可能になった。ところが、我が国の受け入れ態勢は十分に整備されていない。日本への避難を希望する者を広く受け入れられるよう所要の環境整備を図ること。また、希望者の我が国への避難が円滑に進むよう、ウクライナ及び周辺国で活動するNGO等との連携体制を構築し、必要な支援を行うこと。
2. ウクライナからの避難民の多くは、命からがら故郷を後にしている。原油価格上昇や便数の少なさに加え、ロシア上空ルートを外れた迂回ルートを使うため、航空券の価格が高騰している。一人当たりGDPが年3,726ドル（2020年世界銀行）のウクライナの方々にとって、家族で日本に来るだけの費用を捻

出することはできない。我が国への避難を希望するウクライナの人々の渡航に際しては、渡航費の我が国による負担、あるいは、チャーター機等による渡航を可能とすること。また、我が国の受け入れ支援策が避難民に迅速かつ確実に伝わるよう広報を充実するとともに、ポーランドに加えて他の受け入れ国にも避難民支援チームを設置し、我が国への避難を円滑に進めること。

3. ウクライナからの避難民の方々の多くはほとんど着の身着のままでの避難となっている。そのため、我が国に滞在する間の住居の確保はもとより、移動費、生活必需品、滞在費、情報通信費、医療費等を我が国が負担すること。また、避難民の各種のニーズに迅速・的確に対応するため、地方自治体や協力企業との連携も包含するワンストップの窓口を設けること。
4. 停戦の見通しが立たない今、我が国に避難した方々の中には、中長期的視点で自らの生活を新たに築こうとする者も出てくることも大いに想像されることから、我が国に避難したのち、第三国への渡航を希望するウクライナ避難民の方々の渡航費用を我が国が負担すること。
5. ウクライナからの避難民の方々の本国への帰国時期が見通せない今、避難民の方々が我が国での生活において、言葉の問題は大きく、孤立を招き、新たな社会問題を生むリスクも想定される。そうした事態を避けるため、例えば、ウクライナの方々の受け入れを進める自治体においては、従来から外国人の受け入れ実績のある全国各地の自治体の事例を十分検証しつつ、ウクライナの人々がコミュニティを作れるような形での受け入れを検討し、実現できるよう政府、自治体との間で連携し体制を整えること。

以上